

平成28年9月8日
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の
直接交付方式に係る補填金単価（概算払）について
【平成28年7月分】

平成28年7月に肥育事業者が販売した交付対象牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成28年3月25日付け27農畜機第5583号）第6の9及び附則10の概算払の補填金単価については、下記のとおりです。

なお、補填金単価の確定値については、平成28年11月上旬に公表する予定です。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
—	—	13,800円

- 注1：平成26年度から、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。概算払については、四半期の最終月の補填金交付と合わせて行います。
- 2：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円/頭を控除した額としています。ただし、控除した額が1,000円/頭未満の場合は概算払を行いません。
- 3：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当：井上、小笠原
電話：03-3583-8562

(参考1)

平成28年度 牛マルキン補填金算定基礎

【平成28年7月】

(単位：円/頭)

区分	肉専用種	交雑種	乳用種
粗収益 (A)	1,280,924	757,999	458,395
生産コスト (B)	1,047,007	742,862	480,753
差額 (C) = (A) - (B)	233,917	15,137	△ 22,358
暫定補填金単価 (D) = (C) × 0.8	—	—	17,800
補填金単価 (概算払) (D) - 4,000	—	—	13,800

粗収益 (A) = ① + ②	1,280,924	757,999	458,395
主産物価格 ① = a × b	1,271,590	752,268	453,582
枝肉市場価格 (円/kg) a	2,518	1,529	1,017
枝肉重量 (kg) b	505	492	446
副産物価格 ②	9,334	5,731	4,813
生産コスト (B) = ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧	1,047,007	742,862	480,753
物財費 ③	947,800	685,697	444,730
もと畜費	583,202	331,975	175,485
飼料費	299,721	310,562	237,172
流通飼料費	298,654	309,737	235,674
麦類	10,417	1,831	833
とうもろこし	10,324	369	578
ふすま	9,650	748	197
かす類	8,114	4,305	1,010
配合飼料 (暫定値)	211,895	268,279	206,976
稲わら	24,152	14,641	9,303
その他	24,102	19,564	16,777
牧草・放牧・採草費	1,067	825	1,498
敷料費	11,422	8,075	7,690
光熱水料及び動力費	9,750	7,756	5,733
その他の諸材料費	229	202	275
獣医師料及び医薬品費	7,438	3,951	2,630
賃借料及び料金	3,996	2,483	2,977
物件税及び公課諸負担	4,985	2,550	1,998
建物費	11,798	8,638	5,611
自動車費	5,150	2,971	1,576
農機具費	8,606	5,518	2,970
生産管理費	1,503	1,016	613
労働費 ④	74,943	41,570	24,380
家族	69,201	37,207	21,142
費用合計 ⑤ = ③ + ④	1,022,743	727,267	469,110
支払利子 ⑥	13,330	5,583	2,702
支払地代 ⑦	460	146	176
と畜経費 ⑧	10,474	9,866	8,765

注1：補填金単価は100円未満切り捨て。

2：平成26年度より、消費税抜きで算定。

(参考2)

主産物価格の内訳
【平成28年7月】

品種区分	枝肉取引区分	平均枝肉価格 (円/kg)	平均枝肉重量 (kg/頭)
肉専用種	28市場	2,486	508
	相対取引等	2,658	491
	計	2,518	505
交雑種	28市場	1,525	495
	相対取引等	1,539	485
	計	1,529	492
乳用種	28市場	982	448
	相対取引等	1,027	446
	計	1,017	446

注1 28市場とは、中央卸売市場10市場と指定市場18市場での取引から、地域算定に用いたデータを除外して算定。

2 相対取引等とは、次の道県における食肉センター等での取引である。

3 平成26年度から、消費税抜きで算定。

【肉専用種】

北海道、岩手県（日本短角種を除く）、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、岐阜県、滋賀県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、高知県

【交雑種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

【乳用種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県